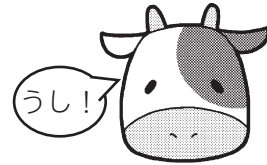
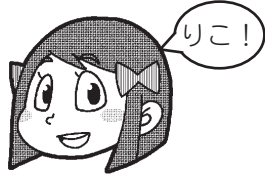
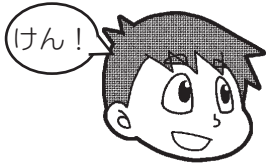


# 学ぼう権利！ 使おう権利！ ⑬

## ～介護休暇（2） 同一人物同一疾病？給付はあるの？～



権利ポスターでは、介護休暇の取得について「同一人物同一疾病につき1回」って書いてあるんだけど、これってどういうこと？



状況によって判断が難しいこともあるね。そういう時は、支部に相談すればいいかな。もうひとつ気になってことだけど、介護休暇を取得すると無休になるでしょ。何か給付制度はあるのかな。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例では、「介護休暇の期間は、要介護者の各々が『介護を必要とする一の継続する状態ごとに』連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする」と書かれているところだね。

公立学校共済組合と教職員互助会から手当金等が給付されるよ。

つまり、どういうこと？

共済組合…3か月を超えない範囲で1日につき  
(給料日額40%×1.25)  
互助会…1日につき給料日額の6割相当から共済組合の給付額を控除した額

『ひとつの介護を必要とする事情ごとに』という意味で、その事情ごとに介護休暇を請求できるということ。例えば、子どもがAという病気にかかって介護休暇を請求し、それが治った後Bという別の病気にかかったような場合は、『事情ごと』だから最初の病気Aと次のBを、別個の事情として再度請求することができる。それから、母が病気で介護休暇を取り、母が治った後今度は父が要介護の状態になったときも、別の事情が生じたということされるの。ただ、介護休暇中に余病を併発したときや、同じ病気を繰り返しているときなどは、原則として同一の事情と考えられているよ。

3か月以上6か月以内の期間については、互助会からのみ6割相当が給付になるってことだね。給付もあるし、安心して取得できる制度って考えていいのかな。



介護休暇の取得については、6か月以内という期間では短いという声が多いウッシ。事情によっては取りにくいという声もあるから、行使しやすい制度にしていくために、そういう声をどんどん支部・本部に集めることも必要だウッシ！

### 岩教組 法律相談 8月の法律相談日

8月25日(火) 17:00～19:00



こずかた法律事務所  
石橋 乙秀 弁護士  
岩手産業会館第二産業会館(6F)  
TEL 019-654-4757 FAX 019-623-5680  
E-mail bslo@cocoa.ocn.ne.jp

- \*組合員は相談料が無料です。
- \*秘密は厳守します。
- \*相談日以外でも相談できます。

#### 問い合わせ先

#### 岩手県教職員組合 法制部

〒020-0022 盛岡市大通一丁目1番16号

TEL 019-623-3307

FAX 019-653-5434

E-mail iwakyoso@poplar.ocn.ne.jp